

令和 6 年度

事業計画

一般社団法人愛知県トラック協会

目 次

基本方針	1
《主な事業活動》	
1. 経営支援事業	2
2. 交通安全対策事業	3
3. 環境対策事業	5
4. 企画広報事業	6
5. 労働環境改善対策事業	7
6. 研修事業	8
7. 適正化事業	9
8. 災害物流対策事業	10
9. その他活動	11
《会議》	
定例・随時の会議	12

基 本 方 針

我が国の経済は、ウィズコロナからポストコロナへの移行に伴い社会経済活動の正常化が一層進む一方で、不安定な国際政治情勢に端を発したエネルギー価格の高騰等が続いており、依然として厳しい状況にある。

こうした状況の中、令和6年4月から、働き方改革関連法の改正に伴う時間外労働の上限規制と新たな改善基準告示の適用を迎えるにあたり、「物流革新に向けた政策パッケージ」の周知促進を図り、引き続きトラック運送業界が「国民生活と経済のライフライン」として重要な役割を担うことができるよう全力で取り組む。

また、政府与党や自治体に対しては、関係機関とも連携し、燃料価格や車両価格、人件費の高騰に対する適切な予算措置に加え、高速道路料金の更なる割引実現、名古屋高速道路の最高速度引き上げ等、要望活動を引き続き展開する。

一方、物流機能の維持に欠かせない優秀な人材を確保するため、トラック輸送の重要性や必要性を幅広い年代にPRし、業界への就職希望者の増加を目指す。

さらに、新技術を活用した物流DXや物流標準化など、効率化に関する調査研究と周知啓発に努めるとともに、依然として県内で多発する交通事故の撲滅に向けた各種活動の推進、環境・SDGs対策、緊急物資輸送体制の整備、輸送の安全確保に係る人材育成のための実践的研修の継続のほか、適正化事業により業界内のコンプライアンス遵守を促進する。

本年10月末に竣工予定の『新トラック会館』を新たな事業活動の拠点とし、全会員の理解と協力によって円滑に進めることができる体制を確立する。

主な事業活動

1. 経営支援事業

会員事業者の経営基盤を支え健全で継続的な企業経営を支援するために、政府や運輸行政等関係各署の施策を積極的に周知、展開し活用を促進する。

(1) 標準的な運賃を活用した適正取引の推進

安心・安全なトラック輸送を維持するための適正な運賃と料金、燃料サーチャージが収受出来るよう、改正された「標準的な運賃」と「標準運送約款」を積極的に推進する。

また、運輸行政やその他関係各署と密に連携し、運賃交渉を行いやすい環境作りを行うことで、適正な取引交渉の活発化を支援する。

(2) 物流D Xによる生産性向上の推進

物流分野の機械化・標準化などによる経営革新（物流D X）を全日本トラック協会と協調しながら推進し、会員事業者の経営を最大限効率化することで、輸送の高品質化や業務の生産性の向上を図る。

(3) 経営支援及び業務効率化に資する助成事業の実施

会員事業者の経営改善及び経営基盤の強化に資する助成事業を行う。

- ① 信用保証料の助成
- ② 各種技能講習等受講助成
- ③ 貨物自動車運転免許取得助成
- ④ 中小企業大学校の講座受講促進助成（WEB 講座含む）
- ⑤ 点呼支援機器導入促進（自動点呼、遠隔点呼）
- ⑥ 近代化基金融資に伴う利子補給

(4) 企業経営や業務改革などに資するセミナーの開催

経営者や幹部層を対象とした会社運営や世界情勢などの大局的な内容、あるいは管理者を対象とした業務に直結する内容など、経営支援の一助となるセミナーを本部、支部、青年部会及び女性部会において適宜開催する。

2. 交通安全対策事業

全日本トラック協会が策定した「トラック事業における総合安全プラン2025」に掲げる基本目標の達成に向けて、次の各種施策を積極的に推進する。

(1) 交通事故防止活動の推進

運輸行政や愛知県警、各種交通安全団体と連携しながら、交通事故削減に向けて以下の取組みを実施し、輸送の安全の徹底を図る。

【愛ト協重点目標】

- ・県内での会員事業所が第一当事者となる事業用貨物自動車交通事故死者数3人以下
- ・飲酒運転「ゼロ」
- ・運転中の携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底
- ・交通弱者に配慮した予防運転の励行

① トラック・セーフティ・ラリーの実施

会員事業所においてチームを編成し、安全運転意識を励行する無事故・無違反を目指したラリーを実施する。

また、TSRに参加した事業者の中で長年にわたり安全運転を継続するドライバーに対し新たな表彰制度（マイスタートラックドライバー【仮称】）を設け、安全運転への士気高揚につなげていく。

② トラック安全デー活動等の推進

更なる交通事故の防止に向けて、地域に根差した地域の実情に合わせた交通安全活動を積極的に推進する。

- ・支部統一行事として、県民向けに県内統一パレードを開催し「トラックの日（10/9）のPR」と「交通事故防止」の周知を行う。
- ・各支部における交通安全活動の実施・支援

③ 全日本トラック協会と協調した交通安全活動の実施

上部団体である全日本トラック協会と協調し、車輪脱落事故防止や点検整備の推進、飲酒運転の根絶などを強く訴える。

④ 輸送の安全確保に係る交通事故防止セミナーの開催

交通事故の撲滅を目指し、会員事業者が必要とされるセミナーを本部および支部において効果的に開催する。

⑤ 交通安全教育等に対する支援

管理者・運転者教育ツール（e-ラーニング、事故防止DVD等）の充実を図り、交通安全等に対する意識向上を促進する。

⑥ SNS、メディアを活用した交通事故抑止の周知

交通事故抑止の啓発をするためＴＶ・ラジオやＳＮＳ等を活用し、県民に交通ルールの遵守を呼びかける。

⑦ 交通安全活動への参加

各季の交通安全運動や交通安全諸活動に積極的に参加し、県内交通事故防止を推進する。

(2) 交通安全表彰の実施

会員事業所の交通安全活動、交通事故防止の推進をするため、その取り組みに応じた表彰を実施する。

① 「交通安全功労会員」

各支部から推薦を受けた会員事業者を表彰する。

② 「無事故認定証」

令和４年度に無事故であった会員事業者に対し授与する。

③ 「交通安全銅賞」「交通安全銀賞」「交通安全金賞」「交通安全特別賞」「交通安全特別栄誉賞」

３年間・５年間・７年間・１０年間・２０年間無事故の会員事業者に対し授与する。

(3) 安心・安全を支援する助成事業の実施

事業用貨物自動車の交通事故削減に効果が期待される各種安全機器の助成とドライバーの特性把握に関する助成を行う。

① EMS 装置（デジタル式運行記録計、エコドライブ支援機器）

② ドライブレコーダー

③ 安全装置（後方視野確認支援装置、追突防止装置 等）

④ 運行管理者一般講習受講（自動車事故対策機構、ヤマトスタッフサプライ）

⑤ 運転適性診断〔初任・適齢〕（自動車事故対策機構、ヤマトスタッフサプライ）

⑥ 運輸安全マネジメント講習会（自動車事故対策機構）

⑦ 自動車安全運転センター発行の運転記録証明書等の取得（TSR 分のみ）

⑧ 健康起因事故防止対策事業（SAS、血圧計、脳ドック・心臓ドック）

(4) 第 56 回トラックドライバーコンテスト（全国大会出場者選抜競技）の開催

トラックドライバーの輸送の安全意識向上と交通事故防止を推進する。

3. 環境対策事業

全日本トラック協会が策定した『トラック運送業界の環境ビジョン 2030』の取り組みを展開・実施し、物流GXを積極的に推進することで環境にやさしいトラック輸送の実現を図る。

(1) 環境対策事業の推進

運輸行政や全日本トラック協会と連携をとりながら、環境改善に係る情報を随時発信し、会員事業者の環境美化意識の高揚を図る。

① 環境ビジョン 2030 の行動月間の周知

国などが定めた「行動月間」に歩調を合わせ、全日本トラック協会と協調し「環境ビジョン 2030」のサブ目標に取り組む。

・6月 環境月間

緑化、省エネ、ゴミ減量、SDGs など環境保全に係る活動

・11月 エコドライブ推進月間

アイドリングストップなどエコドライブに繋がる活動

② 道路環境を維持する活動への取り組み

公共道路を使用して輸送サービスを提供するトラック運送業界として、道路環境の美化・保全活動を推進、支援する。

(2) カーボンニュートラルを促進、推進する助成事業の実施

環境改善・保全に有効な車両や機器の導入、制度の認証などの助成事業を運輸行政や全日本トラック協会、関係機関と連携をとりながら推し進める。

① 環境対応車（CNG、ハイブリッド、電気）

② グリーン経営認証取得・更新

③ アイドリングストップ支援機器

(3) 第13回 省エネ走行競技会の開催

(4) 環境関係団体との連携協力

公害防止、環境保全について関係団体等と連携を取りながら環境改善に係る情報を随時発信し、会員事業者の道路環境美化及び保全活動の取組推進を図る。

4. 企画広報事業

トラック輸送の重要性や必要性を幅広い年代にPRし、多くの就職希望者を増やすことを目的として次の事業を実施する。

(1) 人材確保対策

若年・女性労働力等の人材確保のため、愛ト協主催の就職面談会を開催するとともに、ハローワークと連携した地域に密着した求人イベント等を開催する。また、退職自衛官向けのインターンシップ事業等を実施し、人材確保に向けたルート開拓につなげていく。その他、人材確保対策セミナー等を通じて、事業者には有益な情報を提供していく。

WEBを活用した人材確保対策では、令和3年2月に開設した人材確保対策特設サイトに有益なコンテンツを随時追加し、オンライン上でも業界の魅力を訴求する。更に indeed や google jobs 等の求人検索エンジンと連携する会員事業者専用の無料求人サイトの運用を拡充し会員のドライバー採用コストの低減に努める。

また、学生の進路支援事業として進路ガイダンスに参画し、物流の重要性・必要性を認識してもらうことで業界への理解促進を図り、若年労働力確保につなげる。

(2) トラック業界PRイベントの開催

トラック業界が取り組んでいる事業活動およびトラック輸送が担う役割、事業用トラックの重要性や魅力をPRするためのイベントを開催する。

(3) 機関誌「トラックあいち」、ホームページ、SNSによる情報提供の充実

公式ホームページやSNS、毎月発行する「トラックあいち」を活用し、魅力のある有益なコンテンツの発信に努める。

また、公式マスコットキャラクター「あいとくん」を活用し、業界への親しみの醸成につなげる。

(4) 各種メディアによる広報

一般消費者に対する業界の魅力発信・イメージ向上のため、各種メディアによる広報を実施するとともに、令和5年度に制作した業界PR動画を効果的に発信し、若年労働力確保のための積極的なPRを行う。

また、会員事業者の参加機会拡大のため、協会に対面開催する各種セミナーや講習の動画配信「ハイブリッド開催」を促進し、その品質向上にも努める。

(5) 「トラック Fes2024」の開催

イベントを通じてトラック業界から「交通安全」「環境保護」を広く一般市民に訴えろと共に、業界の事業活動と事業用トラックが社会において果たす役割をPRする。

5. 労働環境改善対策事業

働き方改革実現に向けて、運転者の職場環境改善を支援するため、「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）」の取得支援及び広報活動を実施するとともに、引き続き「生産性の向上」「法令遵守」「労働災害防止」に係る活動を展開する。

また、令和6年4月施行の改善基準告示の改正について、厚生労働省、国土交通省及び全日本トラック協会と連携を密にして活発な情報交換を行う。

（１）働き方改革関連法と改善基準告示見直しへの対応

「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」等の活用を通じて、令和6年施行の時間外労働の上限規制（年960時間適用）適用と改善基準告示の改正について、関係行政及び全日本トラック協会と連携を密にして活発な情報交換を行うとともに、制度概要から細部に至るまで、行政と連携して継続した周知活動を展開する。

（２）『働きやすい職場認証制度』の周知及び取得支援

令和2年9月よりスタートした「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）」について、取得支援や更新に向けた助成制度を継続し、業界内へ制度の普及を図る。また、求職者や一般消費者に制度を周知するため、ラッピングトラックやインターネット等を活用し認証マークのPR活動を行う。

（３）「物流革新に向けた政策パッケージ」の周知および促進

物流革新に向けた政策パッケージで示されている「商慣習の見直し」「物流の効率化」「荷主・消費者の行動変容」の実現に向けて取り組むべき内容を周知展開するとともに、荷待ち・荷役作業等の時短対策や、労働環境の改善に向けたセミナーを随時開催する。

（４）労働災害防止対策の推進

労働災害防止を図るため、愛知労働局との合同パトロールを実施するとともに、従業員の安全と健康確保に関するセミナーを継続開催する。

（５）愛知県トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会への参画

「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の普及等を通じ、行政による長時間労働の更なる改善に向けた取り組みに協力する。

6. 研修事業

トラック運送事業者の輸送の安全確保に係る人材の育成を支援するため、経営者・管理者・ドライバーなどそれぞれの職種や経験に合わせたカリキュラムを提供する。

また、物流の安全管理のエキスパートを目指す資格認定講座や運行管理者等指導講習等の更なる充実を図る。

(1) 研修事業の拡充

- ① トラックの特性を再認識するため実車時間を増やす等、研修内容を一部見直し安全運転の向上を図る。
- ② 一般研修の車種によっては定員により受講できないケースが発生しているため、人気車種枠を増加する等、受講者のニーズに対応する。
- ③ 事業者の要望をもとにカスタマイズした研修会・競技会について検討し、事業者主催の研修会・運転競技会等を支援する。

(2) 資格認定講座（物流大学校・物流安全管理士）の充実

受講者のニーズに対応した講義を実施するため、講義内容の見直しや開催日程・時間の変更により受講しやすい環境を整備する。

物流大学校では、経営者・幹部候補者にとって必要とされるタイムリーな話題を取り入れた講義内容とする。また、物流安全管理士では、安全管理のエキスパートとなるよう、座学だけでなく実習を多く取り入れた講義内容とし、経営支援や安全管理の更なる充実を図る。

(3) 運転適性診断の推進

義務診断である「初任診断」「適齢診断」の計画数を増加し、様々な外国人ドライバーにも対応できるよう翻訳したカウンセリング用紙を用意する等、より受診しやすい環境を整備する。また、土曜日（原則として第2・4）も実施し、受診者の利便性の向上を図る。「一般診断」では、研修センターでの受診をはじめ、診断機器の貸出も行う。

(4) 運行の管理に関する講習事業の推進

「運行の管理に関する講習」（基礎講習・一般講習）の計画数を増加し、受講機会の拡大を図る。また、出張型一般講習も県内各所で随時開催する。

7. 適正化事業

輸送の安全確保に向けたセミナー等を開催し関係法令の周知徹底を図るとともに、巡回指導等において改善項目を指摘した事業者に対しフォローアップを確実に実施する。

(1) 適正化事業の推進

- ① 「輸送の安全の確保」及び「輸送秩序の確立」を目指して巡回指導を的確に実施する。とりわけ、総合評価がD及びEの事業者については、行政との連携を密に図りながら重点化して実施し、法令遵守の徹底を図る。また、悪質な違反行為の疑いが認められた事業者については、できる限り詳細な情報を行政と共有する。
- ② 労働時間管理の重要性に鑑み、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、改善基準告示という。）に違反するトラック事業者に対し、指導方針に基づく「特別巡回指導」を実施する。
- ③ 安全管理体制の構築を支援するため、巡回指導時に「管理帳票参考事例・解説集」及び「巡回指導項目自主点検チェックシート」を配布し活用を促す。

(2) フォローアップの強化

- ① 巡回指導における総合評価C・D・E判定の事業者及び新規許可事業者を対象に実施してきた「フォローアップ研修会」、改善基準告示の項目に指摘があった事業者及び特別巡回指導を実施した事業者を対象に実施してきた「改善基準告示研修会」を同時開催とすることにより、包括的な法令の周知と改善意識の向上を図る。
- ② 上記①の研修会の欠席が続いているC評価以下の事業者については、改善意識が低いものとして行政に報告する。

(3) 新規事業者等に対する法令遵守指導の徹底

- ① 新規許可事業者への対応
事業開始後早い段階で巡回指導を実施し、指摘項目のある事業所に対して短期間での再巡回指導を実施するとともに、各種セミナーを通じて法令遵守を徹底して指導する。
- ② 霊柩及び急便事業者への対応
個別指導を実施し、特に輸送の安全の確保に係る事項を徹底して指導する。

(4) 安全性評価事業（Gマーク）の認定に向けた支援

巡回指導時に安全性評価事業の広報啓発活動を行うほか、新たにGマークの取得を希望する事業者向けに相談期間を設けて支援する。

(5) 輸送秩序確立に向けた活動の推進

- ① 改善基準告示違反のほか、疾病・疲労等のおそれのある乗務や社会保険等未加入といった違反に対する行政処分の強化に伴い、これらの違反については関係行政機関等との連携の下、巡回指導の中で改善と是正を促す。
- ② 輸送秩序を阻害する行為の防止に向け、「適正化セミナー」を開催するなど対処方策を積極的に展開するとともに、輸送の安全の確保のための各種取組を各事業者に周知し安全意識の向上に努める。
- ③ 巡回指導の際、違反原因行為を行っている疑いのある荷主についての情報収集を行い、行政と共有する。

(6) 適正化指導員の資質向上及び各組織との連携

- ① 適正化指導員の資質向上のため、全国及び中部ブロックの適正化実施機関が主催する研修会等を受講するほか、各種資格の取得に努める。
- ② 関係行政機関との連絡会議を定期的に開催するとともに、オンラインを活用した情報交換等、連携体制の強化を図る。

8. 災害物流対策事業

大規模災害の発生に備え、緊急輸送体制及び各拠点における備蓄品等の更なる整備に努めるとともに、全日本トラック協会と連携し自治体からの要請に的確に対応できる人材を育成する。また、愛知県が豊山町に新設する基幹的広域防災拠点と有事の際に適切な連携が図れるよう、平時から情報交換・連携を密に行い、愛知県などが行う総合防災訓練に参加する。

(1) 災害物流体制の整備

策定済みの事業継続計画（BCP）がより実効性のあるものになるよう見直しを図るほか、緊急輸送対応可能な事業者の拡充に努めるとともに、広域災害発生時に備えた備蓄品等を各センターに配置する。また、従事する職員が有事の際に適切な行動をとれるよう必要な知識向上を図る。

(2) 災害物流専門家の育成

全日本トラック協会の災害物流専門家育成ワーキンググループが策定した開催計画に基づき研修会を実施し、災害時に県の災害対策本部等に派遣する災害物流専門家を育成する。

(3) 総合防災訓練等への参加

各自治体で実施される総合防災訓練に、関係機関と連携して積極的に参加する。

9. その他活動

(1) 各種陳情・要望等

運送基盤である道路について円滑な物流機能を確保するため、「重要物流道路の指定」・休憩休息施設・中継物流拠点等の整備に係る関係機関との連携強化に努めるほか、自動車関係諸税等の更なる負担軽減・簡素化、高速道路料金の更なる割引の拡充、燃料高騰対策・取引適正化、「物流の2024年問題」解決に向けた労働生産性の向上や人材確保等に係る支援など、各種要望を適時適切に行う。

(2) 支部活動の充実

全会員が各支部での事業活動へ参加し、効果的に事業を推進する。

(3) 未加入事業者の入会促進

あらゆる機会を活用して、未加入事業者へ積極的な入会の促進を図る。

(4) 部会機能の活動支援

品目別部会、青年部会、女性部会の活動を支援するため、全日本トラック協会の各部会との情報交換等に努める。

(5) 調査研究の推進

行政・研究機関・会員事業者等と連携して情報収集に努め、貨物自動車運送事業を取り巻く関係法令や社会的動向等について調査研究を推進する。

(6) トラック会館 建て替え工事の推進

令和6年10月末竣工を目指し、引き続き建て替え工事を推進する。

(11月14日に竣工式、11月15日に落成祝賀会を開催)

会 議

次の会議を開催し事業計画の積極的な推進に取り組み、会員ニーズに応える機能的な協会運営を図る。

1. 定例の会議

通 常 総 会
理 事 会
常 任 理 事 会
正 副 会 長 会

2. 随時の会議

(委 員 会)

総務委員会

- 業務施設運営専門委員会

災害対策委員会

広報・労働委員会

交通環境・経営対策委員会

研修事業運営委員会

- 研修等の種別及びカリキュラム検討委員会（研修検討委員会）

(部 会)

特別積合部会

品 目 別 部 会 海上コンテナ／中部タンクトラック／重量品鉄鋼／食料品
引越／セメント／生コン／ダンプトラック

青 年 部 会

女 性 部 会

(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関)

適正化事業特別推進委員会

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会